

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	村田町立学校施設の開放に関する規則 第9条第1項		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び村田町公民館管理規則第7条の規定による。 (減免等)</p> <p>第9条 使用料を減免できる範囲及び減免割合については、村田町公民館管理規則(平成3年村田町教育委員会規則第9号)第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 社会教育団体が営利的団体又は営利を目的とする個人とともに使用するときは、使用料を減免しないものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第11条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 10割</p> <p>(2) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割</p> <p>(3) 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 10割</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 5割</p> <p>(5) その他の団体で教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割</p> <p>(6) その他教育委員会が減免を必要と認めた場合 10割から3割まで</p> <p>2 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(様式第1号)により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 社会教育団体が営利的団体又は営利を目的とする個人とともに使用するときは、使用料を減免しないものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日